

令和5年5月12日

(送信枚数：2枚)

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟  
理事長 堀田 伸吾 様  
(ご連絡先)  
〒950-0965  
新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階  
ご担当事務局 高杉 陽子 様

株式会社レッドビジョン  
〒169-0075  
東京都新宿区高田馬場4-9-12  
日新西北ビル7F  
TEL. 03-6380-3421  
担当：石井

件名：令和5年4月19日付け再申入書の件

## ご 連 絡

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

上記の案件に関し、弊社として、利用規約について貴団体からいただいたご指摘を踏まえ、次のとおり対応いたしましたのでご連絡いたします。

### 1 利用規約第9条(1)について

貴団体からのご指摘を受け、「お届けした商品が破損・汚損している等品質に問題がある場合、1年以内は民法の原則どおり対応いたします。」と修正いたします。

貴団体からの再度のご指摘内容を精査検討した結果、シンプルな内容に整理することといたしましたので、このような内容にいたしました。ご確認いただけますと幸いです。

### 2 利用規約第9条(2)について

貴団体からのご指摘を受け、削除いたします。

- 3 利用規約第11条第1項(6)(7)について  
貴団体からのご指摘を受け、削除いたします。
  
- 4 利用規約第13条について  
貴団体からのご指摘を受け、「当社は、当社の帰責事由により会員に損害を与えた場合、民法の原則どおり賠償する責任を負います。」と修正いたします。
  
- 5 利用規約第21条第2項について  
貴団体からのご指摘を受け、「会員と当社との間で訴訟が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を付加的合意管轄裁判所とします。」と修正いたします。

敬具